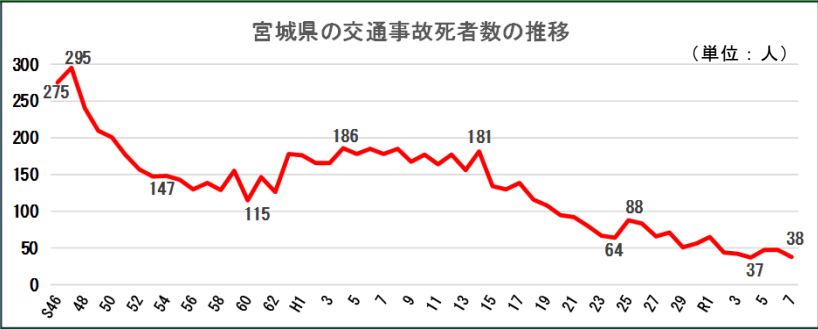


第12次宮城県交通安全計画（中間案）の概要

計画の位置付け	- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱を定めるもの - 道路交通、鉄道交通、踏切道における交通の安全に関する計画 - 計画期間：令和8年度～令和12年度（5か年）				
計画の理念	1 交通事故のない社会を目指して 2 人優先の交通安全の理念 3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	計画期間中に注視すべき事項	① 人手不足への対応 ② 増加する外国人運転者等への対応 ③ 先進技術導入への対応 ④ 高まる安全への要請と交通安全	横断的に重要な事項	① 先進技術の積極的活用 ② 救急・救助活動及び被害者支援の充実 ③ 参加・協働型の交通安全活動の推進 ④ 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 ⑤ 証拠に基づく施策立案（EBPM）の推進

第1章 道路交通の安全

【道路交通の現状】 - 交通事故死者数は、昭和47年の295人から、令和4年には37人にまで減少。 - 長期的には交通事故死者数・重傷者数は減少傾向にあるが、減少幅は鈍化傾向。 - 近年は、前交通事故死者の6割を65歳以上の高齢者が占める。	【目標】 ① 24時間死者数を37人以下にする。 （30日以内死者数についても減少させる。） ② 重傷者数を440人以下にする。 （死傷者数も4,000人以下を目指す。） 【対策の視点】 ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさせないための総合的な対策 ② こどもの安全確保のための環境整備 ③ 歩行者の安全確保のための意識変容 ④ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 ⑤ 外国人の安全対策の推進 ⑥ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策 ⑦ 生活道路における歩行者等の安全確保 ⑧ 先端技術の活用推進 ⑨ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策推進 ⑩ 地域が一体となった交通安全対策の推進
---	---



対策の柱

1 道路交通環境の整備 ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ③ 幹線道路における交通安全対策の推進 ④ 交通安全施設等整備事業の推進 ⑤ 高齢者等の移動手段の確保・充実 ⑥ 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 ⑦ 無電柱化の推進 ⑧ 効果的な交通規制の推進 ⑨ 自転車利用環境の総合的整備 ⑩ 高度道路交通システム(ITS)の活用 ⑪ 交通需要マネジメントの推進 ⑫ 災害に備えた道路交通環境の整備 ⑬ 総合的な駐車対策の推進 ⑭ 道路交通情報の充実 ⑮ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	2 交通安全思想の普及徹底 ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ② 効果的な交通安全教育の推進 ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ④ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ⑤ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	4 車両の安全性の確保 ① 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ② 自動運転車の安全対策・活用の推進 ③ 自動車アセスメント情報の提供等 ④ 自動車の検査及び点検整備の充実 ⑤ リコール制度の充実・強化 ⑥ 自転車の安全性の確保	6 救急・救助活動の充実 ① 救急・救助体制の整備 ② 救急医療体制の充実 ③ 救急関係機関の協力関係の確保等
	3 安全運転の確保 ① 運転者教育等の充実 ② 運転免許制度の改善 ③ 自動運転等の安全の確保と支援 ④ 安全運転管理の推進 ⑤ 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ⑥ 交通労働災害の防止等 ⑦ 道路交通に関連する情報の充実	5 道路交通秩序の維持 ① 交通指導取締りの強化等 ② 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ③ 暴走族等対策の推進	7 被害者支援の充実と推進 ① 自動車損害賠償保障制度の充実等 ② 損害賠償の請求についての援助等 ③ 交通事故被害者等支援の充実強化
		8 研究開発及び調査研究の充実 ① 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 ② 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	

第2章 鉄道交通の安全

【目標】 ① 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す。 ② 鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。 【対策の視点】 ① 重大な列車事故の未然防止 ② 利用者等の関係する事故の防止
対策の柱
1 鉄道交通環境の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 4 救急・救助活動の充実 5 被害者支援の推進 6 研究開発及び調査研究の充実

第3章 踏切道における交通の安全

【目標】 令和12年までに踏切事故件数ゼロを目指す。
【対策の視点】 それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進
対策の柱
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置